

鳥取県立図書館協議会委員

(任期：令和6年9月1日～令和8年8月31日)

区分	氏名	団体及び職名等
学校教育関係者	こだに たかし 小谷 孝	鳥取県学校図書館協議会会長 倉吉市立西中学校長
学校教育関係者	あさだ まこと 麻田 真	鳥取県立倉吉東高等学校司書主任
社会教育関係者 (家庭教育関係者)	しおくにえ 塩 邦恵	子ども文庫P i p p i & L o t t a 主宰
社会教育関係者	つのだ ゆきこ 角田 有希子	南部町立法勝寺図書館長 南部町立天萬図書館長
学識経験者	おおぞの たけお 大園 岳雄	国立大学法人鳥取大学研究推進部図書館情報課長
学識経験者	つじなか じゅんこ 辻中 順子	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会福祉人材部副部長
学識経験者	さかぐち ともりのり 坂口 知典	公立大学法人公立鳥取環境大学図書情報課長
学識経験者	かどわき やすみ 門脇 保身	社会福祉法人鳥取県ライトハウス理事長 社団法人鳥取県ライトハウス点字図書館長
学識経験者	いとうえ まさゆき 井上 昌之	株式会社新日本海新聞社執行役員 編集制作局長
公募委員	おおにし やすえ 大西 保江	保育士・音楽家

図書館協議会に係る根拠法令

図書館法（抄）

（図書館協議会）

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

図書館法施行規則（抄）

第三章 図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準

第十二条 法第十六条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

鳥取県立図書館の設置及び管理に関する条例（抄）

（協議会の設置等）

第3条 図書館に、鳥取県立図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者又は学識経験のある者の中から任命する。

3 協議会の委員の定数は、10人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

鳥取県立図書館管理規則（抄）

（図書館協議会）

第11条 図書館協議会の運営に関し必要な事項は、図書館協議会が別に定める。

鳥取県立図書館協議会運営規程

（目的）

第1条 この規程は、鳥取県立図書館管理規則第11条の規定に基づき、鳥取県立図書館協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 協議会に議長を置く。

2 議長は、協議会委員（以下「委員」という。）の互選とし、その任期は委員の任期とする。

3 議長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を主宰する。

（会議）

第3条 会議は、鳥取県立図書館長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

（委任）

第4条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成15年6月24日から施行する。

令和6年度第2回鳥取県立図書館協議会での主な意見等

「○」＝委員、「→」＝当館

1 電子書籍の目標数値と貸出への影響

- 「サービス指標に関する実績」の「電子書籍の利用件数」について、令和9年度目標数値9,000件に対して平成6年度実績は16,225件をどう考えるか。
→目標は他県の状況と当県の人口を加味して設定したが既にクリアしたため、再度検討したい。

2 貸出冊数・来館者について

- 利用者数、来館者数がコロナ禍前に戻っていない。全国の図書館でも同様らしいがその要因は。
- 貸出冊数も若干回復傾向とはいえ、電子書籍導入による貸出冊数の評価を今後どう考えていくのか。
→図書館に限らず県立、市町村立の施設ではコロナ禍前の状況まで回復しているところは少ないようだ。分析は難しいが、電子書籍やスマホ等の検索手段の増加等により来館や貸出に繋がらない利用もあるのではないかと。電子書籍の利用増と来館・本の貸出の兼ね合いは注視していく。

3 イベントの継続実施等

- 鳥取県電子図書館普及キャラバンのように実際に調べたり、体験できたりするのは良い。参加者から好評の声も聞いた。来年度も是非続けて欲しい。
→キャラバンは大変好評をいただいた。実際に読書バリアフリーをはじめとした図書館サービスを体験してもらう機会、来館につながるきっかけ作りに取り組んでいきたい。

4 とりデジへの外部機関の参加

- デジタルアーカイブシステム「とっとりデジタルコレクション」について、以前、県以外の機関へ参加を拡大するといったことを聞いたが、現在の状況は。
→とっとりデジタルコレクションは県立図書館がシステムを管理し、現在、当館・公文書館・博物館・埋蔵文化財センターのデジタル化資料を公開している。将来的に県以外の機関のデジタル資料公開にも役立てていきたいが、枠組み・ルールを検討中。準備が整い次第、御案内する予定。

5 実践的な図書館司書研修の企画

- 学校図書館の研修を活用させていただいている。今後も現場の実情を把握し、現場の実践に役立つ、現場に即した研修を企画していただきたい。
→デジタル化、探究学習といったテーマも行っているが、本の補修や修繕の研修、居場所としての図書館について考えを深める研修を望む声もある。皆様の御意見を聞きながら企画していきたい。

6 読書バリアフリー計画の改訂について

- 改訂を進めている読書バリアフリー計画は第2期となるが、まだ第2期計画まで進んでいるところはなく、鳥取県がトップランナーであることは間違いない。本県で計画が着実に進んでいる背景としては、県立図書館がリーダーシップをとっていることがある。県では5か年計画の第1期計画の検証を行い、計画をよりわかりやすいものにしようとしており、全国のモデルになっていくのではないかと。法律上の対象は視覚障がい、読み書き障がい、肢体不自由等だが、第2期計画は読書に困難がある方をもう少し幅広くとらえようとしており、対象も広がって良いと思う。
- 県立図書館の体制で計画は実現可能か。県立図書館と障がい福祉課との共管とのことだが、役割分担が決まっているのか。
→計画は関係部局や関係団体と協力して進めるもの。具体的にどう進めていくかは計画と併せて検討していく。
(ライトハウス) 県立図書館と協力して人材育成をしていくのがライトハウスの役割だと思う。点訳、音訳等のボランティアを養成してるところであり、そういった方がボランティアとして活動できる体制をこれからも県立図書館や公共図書館と協力して整備していきたい。養成したボランティアがライトハウスだけでなく、地元の図書館とも繋がりを持って活動していただければ、それぞれの市町村にも輪が広がっていくのではないかと。

7 ビブリオバトル・子ども若者の読書推進

- 今回は高等学校8校から11名の参加だったが、運営体制から「各校からの参加は原則1名」と限定されていることをどう考えているのか。開催方法等このまま続けるのがよいのか。他県では図書館関係のイベントと併せてビブリオバトルを行っている例もある。電子図書館のキャラバンと併せてやるなど考えられるのでは。
→もっとたくさんの方に参加や見学をしていただきたいと思っている。さらに広報、教育委員会の他課との連携を考えていかななくてはならないし、学校司書の皆さんとも一緒にやっていきたい。
- 鳥取環境大学でも大学ビブリオバトルを鳥大で開催した。出場者を募集しても手を挙げる学生が少ないので、知っている学生に声をかけた。鳥取県出身の学生は、中学や高校のときにやったことがあると答えてくれる人が割と多く、他県より認知されているのではないかと。昨年度は事務が主導したが、今年度は学生ボランティアに担ってもらった。大学祭の中でやりたいという声があり、やってみたら一般の方も入ってこられた。来年度は広報も頑張って、大学の方でも盛り上げていきたい。
- 昨今、本を読む高校生が少ないという話を聞くが、このような取組があると高校生も本に興味を持ったり、図書館で本を読んでもらえたりするのではないかと。どんな本を選んで良いかわからないということも聞いたことがあるので、高校生に勧めたい本のリストの普及もお願いしたい。

8 これからの図書館像

- 大学の図書館は既に静かに利用する場所ではなくなっているため、これまでどおりの図書館の使い方を求める利用者との問題が生じる。図書館機能を今後どうしていくのか。
→今後の図書館像については、令和7年2月の定例教育委員会でも「BGMを流してはどうか」「図書館は静かに使わないといけないところというイメージが強くて敷居が高い」「交流ができるような場を考えて欲しい」といった意見をいただいたため、ゾーニングなども含めて検討していきたい旨を説明した。現行の「鳥取県立図書館の目指す図書館像」を改訂した際、委員から御意見をいただき、交流の場について盛り込んだが、建物自体を広げることができないため、現在の施設でできる方法を考えていきたい。
- 保育園で子ども達から「図書館に行ったよ」という声が聞こえて来ない。保護者からも「うちの子はちょっとうるさいので」と敬遠される方が非常に多い。子どもたちにとって安心して落ちつける時間（土曜日の昼の1時から3時までなど）に、音楽が流れていて少し声を大きくしても大丈夫だよというような安心した時間があれば良いと思う。
- 「高校生にすすめたい本」は良く選ばれていて、うちの図書館でも参考にしている。直接、子どもに手渡せるのはすごく大事。鳥取県から離れた時に誇りに思えるようなサービスや企画を今後も続けていきたい。

9 災害対応

- 以前、災害時に守るべき資料の優先順位付けをしているとの話があったが、その後いかがか。
→年度当初から検討してきているが、物理的に難しいところがある。地下から何を持って上がるべきかを検討するのも難しいが、リストアップしたものをどこで保管するかという問題が生じている。できれば来年度中に目途を立てたいと考えている。